一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等

所在地	土地等
福島県双葉郡楢葉町大字上小塙字中島二十六―一	原野
福島県双葉郡楢葉町大字上小塙字宮田二十八	田
福島県双葉郡楢葉町大字波倉字鞍掛九―九十四	原野
福島県双葉郡楢葉町大字山田浜字シウ神山三十三―一	山林
福島県双葉郡楢葉町大字山田浜字シウ神山三十六―一	山林
福島県双葉郡楢葉町大字山田浜字シウ神山四十七―二	原野
福島県双葉郡楢葉町大字山田浜字シウ神山八十六	原野

二　土壌等の除染等の措置の内容

前号に掲げる土地について実施する土壌等の除染等の措置の内容は、次の表の各号上欄に掲げる土地等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるものとする。

土地等	土壌等の除染等の措置の内容
一　田	除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
二　山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
三　原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一―二十五　AXCビル六階　環境省東北地方環境事務所 福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七二）七三三〇

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十六年十二月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○関東地方整備局告示第三百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市平田三丁目一三六一番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月十七日

○関東地方整備局告示第三百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市東大和田一丁目四八二番一地先から同市稲荷木一丁目四九八番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月十七日

○関東地方整備局告示第三百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市稲荷木一丁目五一一番七地先から同市稲荷木一丁目三九八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月十七日

○関東地方整備局告示第三百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻五丁目二六一番三地先から同市田尻五丁目二五六番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月十七日

○関東地方整備局告示第三百四十六号

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川多摩川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十六年九月十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和二十九年六月三十日付け神奈川県告示第三百七十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）